

個人情報保護委員会 規制の事前評価書

(個人識別符号に関する規定の整備)

所管部局名：個人情報保護委員会事務局

電話番号：03-6457-9748

e-mail：g.hourei@ppc.go.jp

評価実施時期：平成28年7月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

改正前の個人情報保護法では、①特定の個人を識別することができるもの及び②他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを個人情報と定義していたところ、その定義規定が抽象的であるとの指摘がなされ、特に、近年、情報通信技術の飛躍的な進展に伴い、事業者が取り扱う情報の個人情報該当性に迷うグレーゾーンが拡大しているとの課題が指摘されていた。

ビッグデータへの個人情報の利活用が期待される中、規制対象の不明瞭さはこれを阻害するおそれがあり、また、本来個人情報として取り扱われるべき情報が個人情報として取り扱われないことにより個人の権利利益の保護にも支障を来たすおそれがある。

そこで、個人情報に該当する情報を政令で列挙できるようにすることで、当該情報の個人情報該当性を明確にし、上記の状況の改善を図ることが考えられる。

このため、改正個人情報保護法において個人識別符号を含む個人に関する情報が個人情報に該当する旨を定め、個人識別符号の内容を政令に委任することとした。

(2) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

①新設又は改廃の目的

個人識別符号の内容を列挙することで、個人情報該当性の明確化という上記目的の達成を図り、ひいては個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。

②新設又は改廃の内容

個人識別符号として次の二類型の情報を規定。

- ・DNA、顔及び指掌紋等の身体の特徴をデジタルデータ化したもの
- ・個人番号、旅券番号及び運転免許証番号等の公的番号

③新設又は改廃の必要性

個人情報該当性を明確化するためには、政令で個人識別符号を明確に定める必要がある。

(3) 関連する主要な政策

特になし。

(4) 根拠法令

- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項

(5) 法令の名称・関連条項とその内容

- ・ 個人情報の保護に関する法律施行令改正案第 1 条（個人識別符号）

2. 規制の新設又は改廃案の規制の費用及び便益

(1) 規制の費用

① 遵守費用

個人識別符号は、本来個人情報に該当するものであって、該当性が不分明であったものの該当性を明確化するものであり、規制対象である個人情報の範囲を拡大するものではないことから、規制を受ける個人情報取扱事業者における遵守費用は増加しない。

② 行政費用

個人識別符号を含む個人情報の取扱いを規制する個人情報保護委員会においては、規制の実施当初において、政令で列挙される個人識別符号の意味するところをガイドライン等において示す費用が発生する。

③ その他の社会的費用

特に想定されない。

(2) 規制の便益

① 遵守便益

政令において個人識別符号を定めなかった場合、改正個人情報保護法が意図した個人情報該当性の明確化が図られず、引き続き抽象的な定義規定のみが残ることとなる。この場合、個人情報取扱事業者においては、個々の符号について、抽象的な定義規定への該当性を判断する必要がある。

このような場合に比べ、民間事業者において実際に広く取り扱われていると考えられる符号を個人識別符号として政令で定めることにより、政令で列挙される符号の個人情報該当性について判断するために必要な費用が減少する。

② 行政便益

政令において個人識別符号を定めなかった場合、個人情報取扱事業者から個人情報保護委員会に対し、個々の符号について、抽象的な定義規定への該当性の確認を求める相談が多数寄せられることや、具体的な事案への法の適用に際して、その都度個人情報該当性の検討・判断が求められることにより、指導・監督に要する時間の長期化が想定される。個人情報保護法は、一部の適用除外を除き、事業分野を問わず全ての事業者に適用される法律であることに鑑みると、その費用は相当程度大きいものになると考えられる。

このような場合に比べ、身体の特徴をデジタルデータ化したものや公的番号を個人識別符号として政令で定めることにより、これらの個人情報該当性についての確認を求める相談が減少するとともに、指導・監督がより機動的に実施できるという便益の増加が想定される。

③その他の社会的便益

政令において身体の特徴をデジタルデータ化したものや公的番号を個人識別符号として定めなかった場合、これらの符号について改正個人情報保護法が意図した個人情報該当性の明確化が図られず、引き続き抽象的な定義規定のみが残ることとなる。この場合、個人情報取扱事業者においては、個々の符号について、抽象的な定義規定への該当性を判断する必要があり、適切な判断が下せない場合、本来は許容される利用を取りやめ、新たなサービスの提供が行われないことや、本来守られるべき規律が守られないことが想定される。

このような場合に比べ、身体の特徴をデジタルデータ化したものや公的番号を個人識別符号として政令で定めることにより、政令で列挙される符号の個人情報該当性について個人情報取扱事業者は判断に迷うことがなくなるため、本来は認められている利用が進むことによる新たなサービスの提供や、本来守られるべき規律が遵守されることによる個人の権利利益の保護の徹底といった便益の増加が想定される。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

上述のとおり、個人情報取扱事業者の遵守便益、個人情報保護委員会の行政便益及びその他の社会的便益の増大が見込まれる一方、考えられる費用は個人情報保護委員会におけるガイドライン等の作成による軽微な行政費用のみであるため、今般の政令による個人識別符号に関する規定の整備は妥当と考えられる。

4. 規制の新設又は改廃案と代替案との比較

個人情報に該当する情報を政令で列挙できるようにすることで、当該情報の個人情報該当性を明確化することが政策目的であるため、政令で列挙する以外の代替案は想定されない。

5. 有識者の見解、評価に用いた資料その他関連事項

特になし。

6. レビューを行う時期又は条件

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 65 号）附則第 12 条第 3 項において、施行後 3 年ごとの見直しが規定されている。

○個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）

附 則

第 12 条

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。